



YKSS

マネジメント ニュース

編集発行人

横田税務会計事務所

〒143-0022
大田区東馬込1-12-12
TEL 3775-1048 FAX 3775-1156
URL <http://www.kaikei.info>
中国進出企業コンサル部門
(株)ビジネスコンサルタント

紅梅

2月

(如月) FEBRUARY
11日・建国記念の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	15	29
木	16	
金	17	
土	18	
日	19	
月	20	
火	21	
水	22	
木	23	
金	24	
土	25	

2月の税務と労務

- | | | | |
|------------------------|------------------|-----------------------------------|----------------|
| 国 税／平成23年分所得税の確定申告 | 2月16日～3月15日 | 国 税／6月決算法人の中間申告 | 2月29日 |
| (還付申告は申告期間前でも受け付けられます) | | 国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 | (年3回の場合) 2月29日 |
| 国 税／贈与税の申告 | 2月1日～3月15日 | 国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 | 2月29日 |
| 国 税／1月分源泉所得税の納付 | 2月10日 | 地方税／固定資産税の第4期分の納付 | 市町村の条例で定める日 |
| 国 税／12月決算法人の確定申告 | (法人税・消費税等) 2月29日 | | |

ワンポイント くるみん税制

子育て支援企業に対する税制優遇制度。育児休業を取得しやすくする等により、一定期間内に次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業は、取得・新築・増改築をした建物について、普通償却限度額の32%の割増償却ができます。認定マークの愛称が、「くるみん」であることから、こう呼ばれています。

平成23年度末が期限の

事業主への雇用支援給付金

事業主への雇用支援給付金

就職・再就職の支援が必要な者などを雇い入れる事業主へは給付金が支給されます。そのうち平成二十三年度末（二十四年三月三十一日）までの时限措置は、次のとおりです。

なお、以下文中の「正規雇用」とは、雇用期间の定めのない雇用であつて、一週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契约を締結し、雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が三〇時間未満の者を除く）として雇用することをいいます。

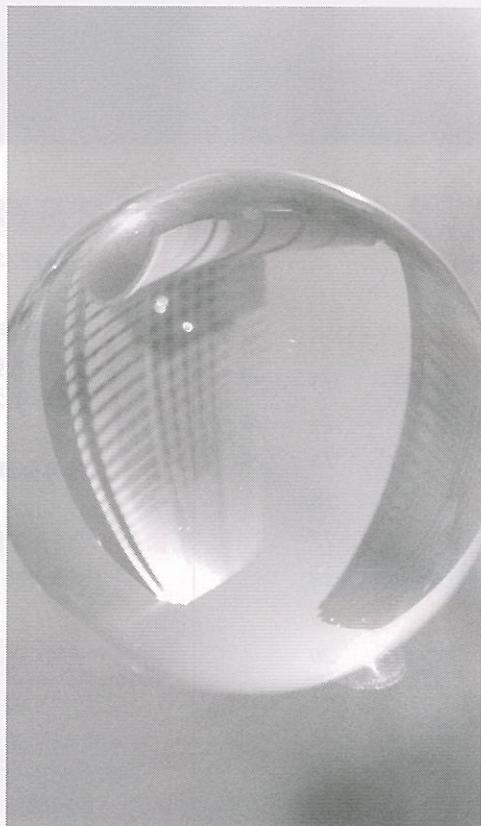
1 三年以内既卒者（新卒扱い）
採用拡大奖励金

① 平成二十一年三月以降の卒業者で、ハローワーク等に求職登録を行つてること。
② 一年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がないこと。
③ 雇入れ日時点の満年齢が四〇歳未満であること。
④ ハローワークが本奖励金の活用が必要であると認めていること。

2 三年以内既卒者
トライアル雇用奖励金

卒業後も就職活動をしている新規学卒者（中学・高校・専・大学・大学院・短大・専修学校を卒業後三年以内の者）の求人をハローワーク等に提出し、そこからの紹介で、原則として三ヶ月の有期雇用として雇い入れ、その後正規雇用に移行させた事業主に支給されます。

ただし、前記①～③のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用保険の適用事業主に支給されます。



用を経ることが適当であるとハローワークが認めている者であることが必要です。

対象者一人当たりの支給額は

次のとおりです。

- (1) 有期雇用期間（原則三ヶ月）
月額一〇万円

- (2) 有期雇用終了後の正規雇用
から三ヶ月定着した場合
五〇万円（一回）

- 3 既卒者
育成支援奨励金

ハローワーク等に「育成計画書」及び「既卒者育成雇用求人」を提出し、ハローワーク等からの紹介により、原則として六カ

月間、三年以内既卒者を有期雇用として雇い入れ、育成計画書に基づく座学等（OFF-JT、少なくとも三〇日以上かつ一二〇時間以上実施すること）の研修を行い、その後正規雇用で雇い入れた成長分野等の中小企業事業主に支給されます。

対象となる三年以内既卒者は、前記2と同じ要件です。

ただし、正規雇用の実現のた

めには既卒者育成雇用を経ることが必要であるとハローワークが認める者です。

対象者一人当たりの支給額は

次のとおりです。

- (1) 有期雇用期間（原則六ヶ月）
月額一〇万円

- (2) 有期雇用期間の座学等に要した経費（三ヶ月以内）
月額上限五万円

- (3) 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ
五〇万円（正規雇用から三ヶ月定着した場合に支給）

- 4 若年者等
正規雇用化特別奨励金

年長フリーターや三〇代後半の不安定就労者または採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等を六ヶ月以上正規雇用する事業主が、引き続き正規雇用している場合に支給されます。

(1) 直接雇用型
雇入れ日時点の満年齢が二十五歳以上四〇歳未満であつて、雇

(2) トライアル雇用活用型
ハローワーク等の紹介により、トライアル雇用開始日時点の満年齢が四〇歳未満であつて、雇入れ日前過去一年間に雇用保険の一般被保険者でなかつた者を、トライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後も引き続き同一の事業所で正規雇用する事業主に支給されます。

(3) 有期実習型訓練修了者雇用型
ジヨブカードを活用した有期実習型訓練の全課程を修了した者（有期実習型訓練修了後の雇入れ日の満年齢が二十五歳以上四〇歳未満であること）を雇い入れ、訓練修了後も引き続き同一

入れ日前過去一年間に雇用保険

の一般被保険者でなかつた者、その他職業経験、技能知識等

から判断して本奨励金の活用が適当であるとハローワークが認める者をハローワーク等の紹介していることが要件です。

(4) 内定取り消し雇用型

雇入れ日時点の満年齢が四〇歳未満であつて、ハローワーク

に通知された採用内定が取り消し等されて就職先が未定の新規学卒者のうち、就職が著しく困難であると認められる者を、卒業年度の翌年度末までにハローワーク等の紹介により雇い入れ、引き続き正規雇用

したときに行なわれます。以上四つの雇用型のいずれも支給額は、中小企業事業主には一〇〇万円（それ以外の事業主には五〇万円）が、一期から三期の三回に分けて支給されます。申請は、正規雇用開始日から次の期間内に行ないます。

(1) 一期 五〇万円（二五万円）：六ヶ月経過後から一ヶ月以内
(2) 二期 二五万円（一二・五万円）：一年六ヶ月経過後から一ヶ月以内
(3) 三期 二五万円（一二・五万円）：二年六ヶ月経過後から一ヶ月以内

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

柔道整復師等の施術を受けるとき

Q 柔道整復師やはり・きゅう等の施術を受けるときに、注意すべき点がありましたら教えてください。

A 柔道整復師等の施術を受けるときには、健康保険を使える範囲等以下の点に注意するといでしよう。

(1) 柔道整復師の施術を受ける場合

- ① 整骨院や接骨院で骨折、脱臼（緊急の場合を除き、事前に医師の同意が必要）、打撲、捻挫（肉ばなれを含む）の施術を受けたときは保険給付の対象となります。が、単なる肩こり、腰痛は保険給付の対象外で、施術を希望する場合は全額自己負担となります。
 - ② 療養費は「償還払い」が原則ですが、柔道整復の場合は、患者が自己負担分

② 療養費は「償還払い」が原則ですが、柔道整復の場合は、患者が自己負担分

六五歳到達日の前日から引き
続き雇用されていた雇用保険の
被保険者が、誕生日の前日以後
(六五歳以上)に離職して高年
齢受給資格者として給付を受け
る場合、六五歳未満で離職して
受給資格者として給付を受ける
場合と比べ大きな差が生じること
があります。

その一つに就職促進給付が行
われないことがあります。

就職促進給付は、高年齢受給者以外の受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者が失業した場合、その求職活動を支援することを目的に、求職者給付と併せて行われるもので、就業促進手当（就業手当、再就職手当、常用就職支度手当）、移転費及び広域求職活動費があります。

を柔道整復師に支払い、残りを患者に代わって柔道整復師が保険者に請求する「受領委任」が認められています。

(2) はり・きゅうの施術を受ける場合

- ① 主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに保険給付の対象となります。

- ② 保険ではり・きゅうの施術を受けるには、事前に医師の発行した同意書または診断書が必要です（③も同じ）。

- ③ 保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている間は、保険給付の対象にはなりません。

(3) マッサージの施術を受ける場合

筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときには保険給付の対象となります。単なる疲労回復や慰安、疾病予防のためのマッサージなどは保険給付の対象となりません。

所定休日における休業補償

休業（補償）給付は、業務上（仕事中）または通勤によるケガや病気による療養のため、労働することができず、そのため賃金を受けられないという要件を満たしたときに休業4日目から支給されます。

したがって、会社の所定期日であっても要件を満たしていれば、正社員のみならずパートタイマーなど短時間労働者も同様に支給対象となります。

なお、業務上災害により休業する場合は、休業当初の3日間について、事業主は休業補償を行わなければなりません。

出勤しながら通院している場合は、通院日は支給されます。ただし、通院のため午前中に通院して午後から出勤した場合のように所定労働時間の一部について労働できないときで、賃金が平均賃金と実働に対する賃金との差額の60%未満しか支払われない場合には、“休業する日”として支給の対象になります。